

三 この判決は原告において金五〇〇万円の担保を供するときは、仮に執行することができる。

【事実】第一 当事者の求める裁判

一 請求の趣旨

1 主文同旨

2 仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二当事者の主張

一 請求の原因

1 原告は英國法人、被告は日本法人であるが、原、被告は昭和四五年四月一〇日

原告が被告から一定期間船舶を借り受けることを主たる内容とする傭船契約を締結

ことと契約に關し生ずべき紛争について

仲裁人を選任した仲裁人マイケル・ジ

エー・オーリオーダンの住所氏名の通知と

共になった。被告の要求により延長された

被告選定の仲裁人の選任期限である同年四

月一五日に至っても被告からの仲裁人の選

任通知がないため、原告は二人目の仲裁人

テオドア・シアガリスを選任し、右二名の

仲裁人は三人目の仲裁人マンフレッド・ダ

ヴィリュー・アーノルドを選任した。

3 右三名の仲裁人は昭和五四年七月二

〇日、アメリカ合衆国ニューヨーク市にお

いて被告は原告に対し損害賠償金三二九

四三八・六一米ドル及びこれに対する昭和

五〇年一月三〇日から完済までまたは裁

判所の命令が下るまでのうちいずれか最初

に起るまで年八ペーセントの割合による利

息並びに弁護人手数料金一二〇〇米ドル及

び仲裁人手数料五〇〇米ドルを支払えとの

仲裁判断（以下本件仲裁判断といふ）を

した。

なお、右仲裁判断が被告に対して命じて

いる支払金額の内、損害賠償金三二九四

三八・六一米ドルは金三二九三五六・二七

米ドルの計算間違いであることが仲裁判断

の理由より明らかなので、これを正しい計

算に基づいて修正したのが請求の趣旨記載

四二八五六・二七米ドルを負ったにもかか

わらず、昭和五〇年一月中に金一三五〇〇米ドルを支払ったのみで以後残額金三二九三五六・二七米ドルを支払わないので、

原告は被告に対し昭和五二年三月一六日右仲裁条項（以下本件仲裁条項といふ）に基づき右未払賠償金の支払を求める仲裁の請求を原告の選任した仲裁人マイケル・ジエー・オーリオーダンの住所氏名の通知と共にした。被告の要求により延長された被告選定の仲裁人の選任期限である同年四月一五日に至っても被告からの仲裁人の選任通知がないため、原告は二人目の仲裁人テオドア・シアガリスを選任し、右二名の仲裁人は三人目の仲裁人マンフレッド・ダヴィリュー・アーノルドを選任した。

3 右三名の仲裁人は昭和五四年七月二〇日、アメリカ合衆国ニューヨーク市において被告は原告に対し損害賠償金三二九四三八・六一米ドル及びこれに対する昭和五〇年一月三〇日から完済までまたは裁判所の命令が下るまでのうちいずれか最初に起るまで年八ペーセントの割合による利息並びに弁護人手数料金一二〇〇米ドル及び仲裁人手数料五〇〇米ドルを支払えとの仲裁判断（以下本件仲裁判断といふ）をした。

なお、右仲裁判断が被告に対して命じてある支払金額の内、損害賠償金三二九四三八・六一米ドルは金三二九三五六・二七米ドルの計算間違いであることが仲裁判断の理由より明らかなので、これを正しい計算に基づいて修正したのが請求の趣旨記載

4 本件仲裁判断は原被告の署名した書面による仲裁合意に基づくものであるか、外國仲裁判断の承認及び執行に関する条約第三条に基づき、請求の趣旨記載のとおりの判決を求めるため本訴を提起する。

二 請求の原因に対する認否

1 請求原因1の事実を認める。

2 同2の事実のうち、原告の受けた損害金額が三四二八五六・二七米ドルであるとの主張は否認するが、その余の事実は認められる。

3 同3の事実を認める。

三 抗弁

本件仲裁判断は被告に何等の防禦の機会を与えないまま一方的に決定された瑕疵があるものであつて当然無効である。

すなわち被告が本件仲裁手続について正式に代理人を選任した事実のないにもかか

わらず、本件仲裁手続は被告に充分な通知のないまま被告の代理人と称する者により追行されたものである。

四 抗弁に対する認否

否認する。（本件仲裁判断は被告に対し

て充分な通知及び防禦の機会を与えたうえ下されたものである。）

なお詳論すると、前記三名の仲裁人は昭

和五二年七月一八日を第一回審問期日に指

定し、この期日指定は三人目の仲裁人の住

所氏名と共に同年六月一七日被告に通知さ

れてゐるところ、原被告間で合意された仲裁

条項に基づき本件仲裁判断が昭和五四年七

月二〇日アメリカ合衆国ニューヨーク市に

おいて行なわれたことは当事者間に争いがなくそのとおりと認められるので、本件仲裁

判断についてはニューヨーク条約第三条

によりその執行判決を求めることができ、

その要件はもっぱら同条約の定めるところに拠る。そしてニューヨーク条約は第四条に承認及び執行の積極的要件を、第五条に

延期され、被告は原告からの再三に亘る催促にも拘わらず原告からの仲裁の申立の趣旨に対する反論も提出しないので、仲裁人らは昭和五四年七月二〇日被告欠席のまま前記のとおりの仲裁判断を全員一致で下した。

右事実に対する被告の認否 被告代理人から第一回審問期日を延期申請したとの点及び原告から被告に再三に亘る催告がなされたとの点を否認し、その余を認める。

二 請求の原因に対する認否

1 請求原因1の事実を認める。

2 同2の事実のうち、原告の受けた損害金額が三四二八五六・二七米ドルであるとの主張は否認するが、その余の事実は認められる。

三 証拠関係▲略▼

【理由】一 外國仲裁判断の承認及び執行に関する条約（いわゆるニューヨーク条約、以下単にニューヨーク条約という。）

が昭和三六年九月一八日にわが国について、他の締約国の領域においてなされた外

国仲裁判断の承認及び執行についてのみこの条約を適用する旨留保のうえ、効力を生じ、アメリカ合衆国政府がニューヨーク条約の加入書を昭和四五年九月三〇日国際連合事務総長に寄託したことにより同条約第

一二条2の規定に従い昭和四五年一二月二九日にアメリカ合衆国について効力を生じているところ、原被告間で合意された仲裁

条項に基づき本件仲裁判断が昭和五四年七

月二〇日アメリカ合衆国ニューヨーク市に

おいて行なわれたことは当事者間に争いがなくそのとおりと認められるので、本件仲裁

判断についてはニューヨーク条約第三条

によりその執行判決を求めることができ、

その要件はもっぱら同条約の定めるところに拠る。そしてニューヨーク条約は第四条に承認及び執行の積極的要件を、第五条に

その拒否要件を、第六条に執行についての決定延期要件を定める。

二 原告が当裁判所に対し昭和五七年一月一一日の本件口頭弁論期日において、その外形から正當に認証された本件仲裁判断の原本及び仲裁合意の原本並びに英國領事官による証明を受けた右の各翻訳文では、当裁判所に顯著であるから、ニューヨーク条約第四条に規定する積極的要件は充足されている。

三 ニューヨーク条約第五条に規定する承認及び執行の拒否要件及び同第六条に規定する執行についての決定延期要件にかかる主張及び立証の責任は執行債務者である

被告が負うものと解すべきところ、被告は本件仲裁判断は被告に何らの防禦の機会を与えないまま一方的に決定されたとの同条約第五条I(b)に該当する事實を主張するで、この点について判断する。

原告が被告に対し昭和五二年三月一六日

本件仲裁条項に基づき傭船契約の履行に伴う貨物の汚濁、損傷事故及び契約の不完全履行を原因とする賠償金の支払を求める仲裁の請求を原告が右仲裁条項に従つて選任した仲裁人マイケル・ジャー・オーリオーダンの住所氏名の通知と共に、書留配達証明郵便にて被告に送付し、右郵便は同年同月一六日被告に配達されたこと、本件仲裁事項によれば被告は右仲裁の請求を受領した後二〇日以内に仲裁人一名を選任し、仲裁申立たる原告に通知すべきところ、被告の要求によって延長された選任期限であ

る昭和五二年四月一五日至つても被告から原告に対し仲裁人選任の通知が無いため原告は本件仲裁条項の定めに従い二人目の仲裁人テオドア・シアガリスを選任し、これを同年六月一五日被告に通知したこと、右二名の仲裁人はさらに本件仲裁条項の定めるところに従つて三人目の仲裁人マソフレッド・ダヴリュー・アーノルドを選任したことと、右三名の仲裁人は昭和五二年七月一八日を第一回審問期日に指定し、この期日指定は三人目の仲裁人の住所氏名と共に同年六月一七日被告に通知されたことは当事者間に争いがない。△証拠略】によれば、被告は昭和五二年七月五日ころ本件仲裁手続の追行をカーリン、キャンベルアンドキンティング事務所に委任し、そのころ要請された書類を送付する旨をも連絡し、同年七月一二日右事務所(ビンセント・リンチ)は第一回審問期日の延期を要請したこと、その後原告両当事者同意のもとに昭和五三年一月一月二九日に審問が予定されたが利用されなかつたこと、昭和五四年七月一五日被告の陳述は何もなかつたが三名の仲裁人は被告に正當な各通知がなされたことを認めしたうえで審問を終結したこと、昭和五四年七月二〇日本件仲裁判断が下されたことが認められる。

原告が被告に對し昭和五二年三月一六日

本件仲裁条項に基づき傭船契約の履行に伴う貨物の汚濁、損傷事故及び契約の不完全履行を原因とする賠償金の支払を求める仲裁の請求を原告が右仲裁条項に従つて選任した仲裁人マイケル・ジャー・オーリオーダンの住所氏名の通知と共に、書留配達証明郵便にて被告に送付し、右郵便は同年同月一六日被告に配達されたこと、本件仲裁事項によれば被告は右仲裁の請求を受領した後二〇日以内に仲裁人一名を選任し、仲裁申立たる原告に通知すべきところ、被告の要求によって延長された選任期限であ

る昭和五二年四月一五日至つても被告から原告に対し仲裁人選任の通知が無いため原告は本件仲裁条項の定めに従い二人目の仲裁人テオドア・シアガリスを選任し、これを同年六月一五日被告に通知したこと、右二名の仲裁人はさらに本件仲裁条項の定めるところに従つて三人目の仲裁人マソフレッド・ダヴリュー・アーノルドを選任したことと、右三名の仲裁人は昭和五二年七月一八日を第一回審問期日に指定し、この期日指定は三人目の仲裁人の住所氏名と共に同年六月一七日被告に通知されたことは当事者間に争いがない。△証拠略】によれば、被告は昭和五二年七月五日ころから、右代理人辞任の通知をなすまで(少な

くとも昭和五三年一月二九日の審問期日まで)は被告の代理人であったものであり、昭和五二年七月一八日と昭和五三年一月二九日の二回にわたりて被告及びその代理人に対して審問の機会が保障されたのであるから、本件仲裁手続において被告がその利益を防禦する機会を不適に奪われたということはできない。

四 本件仲裁判断が被告に對して命じて

（裁判長裁判官 林繁 裁判官 笠井達也 生島弘康）

本件仲裁手続は被告に對し、本件仲裁手続に付随する損害賠償請求事件、京都地裁昭和五八年三月四号、昭和五八年三月二十八日判決一部認容(確定)の事例

ノ、キャンベルアンドキンティング事務所が本件仲裁人らに対し「我々は被告の代理人ではなく、本件仲裁手続に關して被告を弁護するいかなる義務を負わない。予定された審問に出頭するつもりはない。」旨の通知をしたことが認められるが、右認定のとおり右事務所は昭和五二年七月五日ころから、右代理人辞任の通知をなすまで(少なくとも昭和五三年一月二九日の審問期日まで)は被告の代理人であったものであり、昭和五二年七月一八日と昭和五三年一月二九日の二回にわたりて被告及びその代理人に対して審問の機会が保障されたのであるから、本件仲裁手続において被告がその利益を防禦する機会を不適に奪われたということはできない。

五 以上のとおり、本訴請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担にてかかる制度の存しない我国においては、本件仲裁判断は被告に對し単に支払すべきまでの利息の支払を命じているものと解して執行判決をすべきである。

六 判決もかかる制度を前提として執行判決後

の利息については準拠法である当該州法に

定める利率に委ねる趣旨で右のような利息の定め方をなしたものと解せられる。従つてかかる制度の存しない我国においては、

本件仲裁判断は被告に對し単に支払すべきまで

の利息の支払を命じているものと解して

執行判決をすべきである。

七 以上のとおり、本訴請求は理由があ

るからこれを認容し、訴訟費用の負担につ

き民事訴訟法第八九条を、仮執行の宣言につき同法第一九六条を、それぞれ適用して

主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 林繁 裁判官 笠井達

也 生島弘康）

八 本件の事実関係は、大要次のとおり

である。Xは、小規模住宅が密集する

住宅街の一画に宅地、建物(一階建連